

気水第 2495 号
令和 3 年 3 月 16 日

神奈川県工業塗装協同組合理事長 殿

神奈川県環境農政局環境部大気水質課長
(公 印 省 略)

大気汚染緊急時における揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減
について (依頼)

本県の環境保全行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、毎年 4 月から 10 月までは「光化学スモッグ注意報等発令期間」となりますが、本県では、同注意報等の発令基準となる光化学オキシダント濃度の改善が喫緊の課題となっており、原因物質のひとつである VOC の排出量を一層削減する必要があります。

つきましては、別添資料を御活用いただき、光化学スモッグ注意報等発令時の VOC 排出削減について貴団体会員への周知をお願いします。

<添付資料>

- 大気汚染緊急時における揮発性有機化合物 (VOC) の排出削減について

問合せ先

大気環境グループ 小野崎・西村

電 話 (045) 210-4111 (直通)

ファクシミリ (045) 210-8846

E-mail taiki.161@pref.kanagawa.jp

大気水質課

横浜市中区日本大通1 郵便番号231-8588

電話(045)210-1111(代表)

<http://www.pref.kanagawa.jp/>

大気汚染緊急時における揮発性有機化合物(VOC)の排出削減について

神奈川県では、光化学オキシダントによる大気汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生じるおそれがある場合は、「大気汚染緊急時」として、光化学スモッグ注意報等を発令しています。

光化学オキシダントによる被害を防止には、揮発性有機化合物(VOC)を取り扱う事業者の皆さまによる、大気汚染緊急時におけるVOC排出量の削減(以下「緊急時措置」という。)が必要です。

そこで、次のとおり手順をまとめましたので、これを参考に事業所の状況に応じた体制等の整備と緊急時措置の実施にご協力をお願いいたします。

1 事前準備

(1) VOC排出作業の現状把握

- PRTR届出対象物質の把握と同様に、事業所で使用しているVOCとそれを発生させる作業がないか確認してください。
通常の製造・使用工程だけでなく、事業所内の施設管理や外壁塗装作業等においてもVOCが発生する可能性があります。



(2) 緊急時排出削減の検討

- 把握したVOC排出作業を基に、具体的な緊急時措置の方法を検討してください。

<緊急時措置の例>

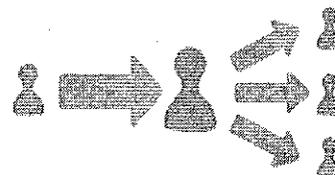
- 乾燥工程のスピード減
- タンクローリーの出入荷の調整
- ドラム・タンク間の移送の延期
- 屋外塗装の延期
- 製造・加工ラインの一部停止
- など

※ 上記措置はあくまで一例です。緊急時措置の方法は事業形態によりさまざまです。各事業所の実状に応じた検討をお願いします。



(3) 緊急時措置の実施体制の整備・更新

- 検討した措置内容は、作業マニュアル、手順書等に記載し、従業員の方々に周知してください。
- 光化学スモッグ注意報等が発令された際、迅速に対応できるよう事業所内の情報伝達方法をあらかじめ定めてください。(連絡網の整備など)



⇒ 県では、光化学スモッグ情報等メールサービスを提供しています。
迅速な情報伝達のために、是非ご登録ください!

<http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/haturei/tourokuhouhou.htm>

QRコード
使用不可

○ 大気汚染防止法（抜粋）

第2章の2 揮発性有機化合物の排出の規制等 （排出基準）

第17条の4 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量（以下「揮発性有機化合物濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。

（揮発性有機化合物排出施設の設置の届出）

第17条の5 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 揮発性有機化合物排出施設の種類
- 四 揮発性有機化合物排出施設の構造
- 五 揮発性有機化合物排出施設の使用の方法
- 六 揮発性有機化合物の処理の方法

2 前項の規定による届出には、揮発性有機化合物濃度及び揮発性有機化合物の排出の方法その他の環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（排出基準の遵守義務）

第17条の10 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者（以下「揮発性有機化合物排出者」という。）は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならない。

（揮発性有機化合物濃度の測定）

第17条の12 揮発性有機化合物排出者は、環境省令で定めるところにより、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（事業者の責務）

第17条の14 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

第4章 大気汚染の状況の監視等

（緊急時の措置）

第23条 都道府県知事は、大気汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、その事態を一般に周知させるとともに、ばい煙を排出する者、揮発性有機化合物を排出し、若しくは飛散させる者又は自動車の使用者若しくは運転者であつて、当該大気汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、ばい煙の排出量若しくは揮発性有機化合物の排出量若しくは飛散の量の減少又は自動車の運行の自主的制限について協力を求めなければならない。

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態がばい煙又は揮発性有機化合物に起因する場合にあっては、環境省令で定めるところにより、ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対し、ばい煙量若しくはばい煙濃度又は揮発性有機化合物濃度の減少、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じ、当該事態が自動車排出ガスに起因する場合にあつては、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。